

# 重要事項説明書及び居宅介護支援契約書

居宅介護支援事業所 ハートケア流山

2026. 4. 1 改訂



## 重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

法人種別および名称	医療法人 社団愛友会
法人の所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番地10号
代表者名	中村 康彦
電話番号	048-773-1111（代表）

### 2. 居宅介護支援事業所 ハートケア流山の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所 ハートケア流山
所在地	千葉県流山市小屋146-1
事業所指定番号	千葉県 第1272501501号
サービス提供地域	流山市全域

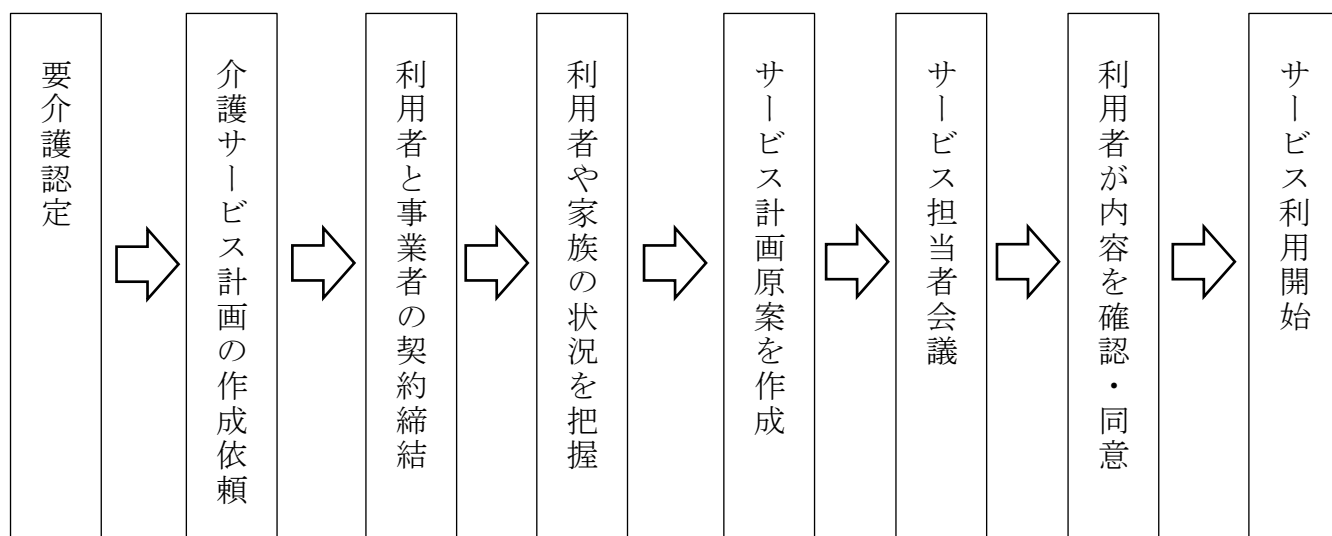
### 3. 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	合計
介護支援専門員 （管理者含む）	4人		管理業務・居宅サービス 計画作成	4人

### 4. 営業時間

営業日および営業時間	月曜日から土曜日（但し、祝日および12月31日～1月3日は休日とする） 営業時間： 午前8時30分～午後5時30分 土曜日のみ：午前8時30分～午後0時30分 ※24時間電話による相談支援体制 電話番号：04-7178-2210
------------	--

## 5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 6. 提供方法・内容

### (1) ご利用者の相談を受ける場所

居宅介護事業所内またはご利用者の居宅内とする。

### (2) 使用する課題分析票

居宅サービス計画ガイドライン(全社協方式)

### (3) サービス担当者会議の開催場所

ご利用者の居宅内を原則とし必要に応じて居宅事業所内等で開催する。

### (4) 介護支援専門員の訪問頻度

月1回以上として居宅に訪問し本人及び家族と面談する。

## 7. 居宅介護支援に係る事業所の義務

- (1) 介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始に際し、予め、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付します。

- (4) 介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始に際し、予め、居宅サービス計画を基本方針及び利用者の希望に基づき作成するものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることや計画に位置づけた居宅サービス事業所の選択理由について説明を求めることができます。また、前6カ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6カ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の居宅サービス事業者または地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ます。

## 8. 利用料金

### (1) 居宅介護支援利用料

当該事業所が提供されるサービスについて、通常の場合、介護保険制度から給付されますので自己負担はありません。但し、ご利用者の保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき下記の料金を頂くこととなります。その場合は、当方が発行したサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受けられます。

要介護度	基本料金
要介護1、2	11,316円
要介護3、4、5	14,702円
加算項目	加算料金
初回加算	3,126円
入院時情報連携加算(I)	2,605円
入院時情報連携加算(II)	2,084円
退院・退所加算	4,689円～9,378円
通院時情報連携加算	521円
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円
特定事業所加算(I)	5,408円
特定事業所加算(II)	4,386円
特定事業所加算(III)	3,366円
特定事業所加算(A)	1,187円
特定事業所医療介護連携加算	1,302円
介護職員処遇改善加算	2.1%

(2) 解約料

ご利用者はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) 交通費

前記のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

9. 当事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、その利用者の選択に基づき適正な保健医療および福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行う。

10. 事故発生時の対応

介護支援専門員はご利用者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な処置、損害賠償等を講じます。

11. 虐待防止への対応

事業所はご利用者の虐待の発生又は再発を防止するため、必要な体制整備、研修を実施するなど必要な措置を行うよう努めます。

12. ハラスメントへの対応

事業所は業務において行われる各ハラスメントを防止するための必要な措置を行い従業者の就業環境が害される事がないよう努めます。

13. 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
- (2) ご利用者及びご家族に関する個人情報は、その利用目的、利用範囲について、個人情報の取り扱いに関する規定に基づき適切な取り扱いを行うように努めます。
- (3) 事業所が得たご利用者及びご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者及びご家族の了解を得るものとする。

14. サービス内容による苦情

居宅介護支援 ハートケア流山	担当者	染谷 圭昭
	利用時間	8時30分～17時30分
	連絡先	04-7178-2210

居宅介護支援事業所不在時等は、下記にお願いいたします。

介護老人保健施設 ハートケア流山	担当者	事務長
	利用時間	8時30分～17時30分
	連絡先	04-7178-2200

市町村・県の窓口

流山市介護支援課	所在地	平和台1-1-1
	連絡先	04-7150-6531
北部地域包括支援センター	所在地	江戸川台東2-19
	連絡先	04-7155-5366
北部西地域包括支援センター	所在地	大字中野久木421(特養花のいろ内)
	連絡先	04-7197-1348
中部地域包括支援センター	所在地	下花輪409-6(東葛病院附属診療所内)
	連絡先	04-7150-2953
南部地域包括支援センター	所在地	平和台2-1-2(流山ケアセンター2階)
	連絡先	04-7159-9981
東部地域包括支援センター	所在地	野々下2-488-5(特養あざみ苑内)
	連絡先	04-7141-5665
柏市役所高齢者支援課	所在地	柏市柏5-10-1(本庁舎別館2階)
	連絡先	04-7167-1134
野田市役所介護保険課	所在地	野田市鶴奉7-1
	連絡先	04-7123-1353
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	連絡先	043-254-7428(苦情窓口)
	所在地	
	連絡先	

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所	名称	居宅介護支援事業所 ハートケア流山
	所在地	千葉県流山市小屋146-1
	説明者	印

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します

利用者

氏名

印

住所

代理人

氏名

印

住所

続柄

# (1) 居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書

甲（利用者）

---

乙（事業者）

医療法人社団愛友会

居宅介護支援事業所 ハートケア流山

## 第1条（契約の目的）

1. 乙は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、公正中立に総合的なサービス提供に努めます。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の期間は、          年           月           日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。  
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
2. 上記契約期間満了日の30日以上前に甲から契約終了の申し出がない場合、引き続き新たな認定有効期間満了日まで契約が更新されたものとします。
3. 甲から更新終了の意思が表示された場合は、乙は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取ります。

## 第3条（介護支援専門員）

乙は、介護保険法に定める介護支援専門員への居宅介護支援者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者のその氏名を速やかに連絡します。

#### 第4条（居宅サービス計画作成の支援・義務）

乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、甲及び家族に面接し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における複数の居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を甲及び家族に提供しサービスの選択を求めます。その際に甲及び家族からも介護支援専門員に対し複数の居宅サービス事業者を紹介するように求めることができます。
3. 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受け、居宅サービス計画を甲に交付します。
5. 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付します。

#### 第5条（経過観察・再評価）

1. 乙は、甲及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
3. 甲の状態について定期的に再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な対応を行います。

#### 第6条（施設入所への支援）

乙は、甲が施設等への入院または入所を希望した場合、紹介その他必要な援助を行います

#### 第7条（居宅サービス計画の変更）

甲が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または乙が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、甲と乙双方の合意で居宅サービス計画を変更します。

## 第 8 条（給付管理）

乙は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第 9 条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 乙は、甲が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。乙は、甲が希望する場合は、要介護認定の申請を代行します。

## 第 10 条（サービスの提供の記録）

1. 乙は、居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、契約終了後 2 年間保管するとともに、甲及び甲の後見人（後見人がいない時は家族を含む。）からの求めがあった場合は写しを交付するものとします。（謄写実費を請求することがあります。）
2. 第 12 条第 1 項から第 3 項の規定により、甲または乙が解約を文書で通知し、利用者が希望した場合、乙は、直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書面を作成し、甲に交付します。

## 第 11 条（料金）

乙が提供する居宅介護支援に対する料金規定は居宅介護支援重要事項説明書にある通りです。

## 第 12 条（契約の終了）

1. 甲は、乙に対して文書にて通知する事により、いつにてもこの契約を解除できます。
2. 乙が、運営規程を遵守できないような理由により事業の継続が困難等の場合、甲に対して、本契約終了日の 1 ヶ月前までに文書で本契約の終了を通知する事により、この契約を終了します。この場合、乙は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を甲に提供します。
3. 甲または家族等による乙や介護支援専門員に対する行為により、本契約を継続するうえでの信頼関係が破壊された場合は、乙はこの契約を解除する事ができます。この通知は文書及び口頭にて行うものとします。
4. 自動終了
  - ①. 甲が介護保険施設に 3 ヶ月程度入所した場合。
  - ②. 甲が病院への入院期間が 3 ヶ月程度経過した場合。
  - ③. 要介護認定の更新時に、自立もしくは要支援認定が出た場合。
  - ④. 甲が死亡した場合。

#### 第 13 条（秘密保持）

乙、介護支援専門員及びその他事業者の使用する者は、業務上で知り得た甲及び家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第 14 条（損害責任）

乙は、居宅介護支援の提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第 15 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問及び甲や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第 16 条（相談苦情対応）

乙は相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する乙の要望、苦情等に対し、迅速にかつ適切に対応します。

#### 第 17 条（善管注意義務）

乙は、甲により依頼された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第 18 条（信義誠実の原則）

1. 乙と甲は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 19 条（裁判管轄）

乙と甲は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、乙の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

利用者、事業者双方の署名・押印をし、それをもって契約開始となります。

上記の契約の確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

お名前

印

電 話

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

お名前

印

電 話

(乙) 私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者

住 所 千葉県流山市小屋146-1

法人名 医療法人 社団愛友会

事業所名 居宅介護支援事業所 ハートケア流山

代表者 理事長 中村 康彦 印

電 話 04-7178-2210 F A X 04-7178-3810

千葉県知事指定 第1272501501号

(丙) 私は、居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成者として、この契約の内容が居宅介護サービス計画に従った内容であることを確認しました。

年 月 日

介護支援専門員

事業者名 居宅介護支援事業所 ハートケア流山

所在地 千葉県流山市小屋146-1

氏 名

印

